原子力規制委員会原子力規制庁殿

NDCの核燃料物質使用施設等保安規定の 補正方針について

2024年2月21日

MHI原子力研究開発株式会社

1. 概要



- はじめに

本資料は、2024年1月31日付NDC社発24-035号にて申請した 核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書の補正申請 をおこなうにあたっての補正方針をまとめたものである。

補正内容の詳細について、次ページにて説明する。



【文言記載の追加】

申請の際に「設置された資材等」及び「使用された物品」について 具体例を示すため、申請本文(放射性廃棄物でない廃棄物)第33 条の2において、

- (1)「設置された資材等」の文言の後に
 - 「(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)」 の記載を追加するとともに、
- (2)「使用された物品」の文言の後に

「(工具類等)」

の記載を追加する。

核燃料物質使用施設等保安規定 変更認可申請書

新旧対照表 (補正後)

2024年2月

MHI原子力研究開発㈱

燃料ホットラボ施設 核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請書の補正 新旧比較表

(補正前の変更箇所を赤字、補正時の変更箇所を青字に示す。)

補正前(2024年 1月31日付け申請)	補 正 後	理由
(放射性廃棄物でない廃棄物) 第33条の2 放射機管理グルーブ長は、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「核 燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)として郵出する場合は、次に掲げる事項を確認する。 (1)設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。なお、汚染された資材等については、汚染密位を特定・分離を行った場合、汚染されていない部位について、適切な海空方法により、放射機測定計価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていなかった物店については、適切な海壁方法により、放射線測定計価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、その記録等により汚染がないこと。 (3)放射性廃棄物でない廃棄物として操出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。 (4)適切な測定方法によって、念のための放射線測定を行い、測定結果がバックグラウンド変動を考慮した理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。	(放射性廃棄物でない廃棄物) 第33条の2 放射線管理グループ長は、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)として搬出する場合は、次に掲げる事項を確認する。	・具体例を示すため (2箇所) (記載の追加)